

産学連携活動利益相反マネジメント委員会規程

2015年3月13日 大学評議会決定

(目的)

第1条 「産学連携活動における利益相反マネジメントポリシー」に則り、関西学院大学において実施される企業等との学外共同研究、受託研究および技術移転活動（以下「産学連携活動」という。）における利益相反に関する重要事項を調査・審議・審査することを目的として、産学連携活動利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会)

第2条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。なお、第3号から第6号に定める委員は、研究推進社会連携機構長の推薦により学長が委嘱する。

- | | | |
|---|------------------------|-----|
| 1 | 研究推進社会連携機構長 | |
| 2 | 研究推進社会連携機構副機構長 | 1名 |
| 3 | 研究推進社会連携機構研究支援センター委員 | 1名 |
| 4 | 研究推進社会連携機構知財産学連携センター委員 | 2名 |
| 5 | 学外の有識者 | 若干名 |
| 6 | その他学長が特に認めた者 | 若干名 |

(任期)

第3条 前条第1号及び第2号に定める委員の任期は、その職にある期間とする。
2 前条第3号から第4号に定める委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
3 前条第5号から第6号に定める委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
4 前条第1号から第5号の委員に欠員が生じた場合は、これを補充しなければならない。この場合、後任委員の任期は前任者の在任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第2条第1号の委員をもって充てる。
2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(審議事項)

第5条 委員会は、産学連携活動に関わる次の事項を審議する。
1 利益相反の防止に関すること。
2 利益相反に係る調査及び審査に関すること。
3 利益相反マネジメントポリシーに関すること。
4 その他利益相反マネジメントに関すること。

(議事)

第6条 委員会の定足数は、委員の過半数とする。
2 議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決する。

(持回り審議)

第7条 委員会の審議は、委員長が急を要すると判断した場合、持回り審議とすることができる。
2 持回り審議における議事の議決については、前条第1項及び第2項を準用する。

(申告)

第8条 産学連携活動に関わる研究者は、当該産学連携活動の開始時まで、委員会に対して、相手方企業等との経済的な利益関係について申告するものとする。

2 産学連携活動に関わる研究者は、当該産学連携活動の期間中に、前項に基づき申告した内容に変更が生じたときは、その内容を委員会に申告するものとする。

(調査と処置)

第9条 委員長は、前条による申告内容について、利益相反が生じる可能性を認めた場合は、委員会を招集し審議を行う。

2 委員会は、前項により審議の対象となった産学連携活動に関わる研究者に対し、事情聴取および調査を行い、問題の有無及び必要な処置について検討し、必要に応じて、当該利益相反問題を回避又は是正するため、助言、是正勧告を行う。

(委員会の議事及び運営に関し必要な事項)

第10条 前条までに定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(守秘義務)

第11条 個人情報、研究又は技術上の情報を適切に保護するため、委員会等の関係者は、正当な理由なく、委員会等における活動等によって知り得た情報を漏らしてはならない。

(回避)

第12条 委員会において、第2条に定める委員が関連する利益相反事項について審議する場合は、当該委員は議事に参加することはできない。ただし、委員会の承認を得て、出席し、発言することができる。

(主管部課)

第13条 この規程に関する事務は、研究推進社会連携機構事務部において行う。

(規程の改廃)

第14条 本規程の改廃は、研究推進委員会の議を経て大学評議会で決定する。

附 則

1 この規程は、2015年(平成27年)4月1日から施行する。